

航空無線通信委員会 審議方針

1 審議事項

「航空無線通信の技術的諸問題について」(諮問第10号)のうち、「航空監視システム及び航空無線電話システム等の高度化に係る無線設備」の技術的条件

2 審議体制

(1) 航空監視システムの高度化

委員会の下に「航空監視システム作業班」を設置し、審議の促進を図る。

(2) 航空無線電話システム等の高度化

委員会の下に「航空無線電話・航法システム作業班」を設置し、審議の促進を図る。

3 審議項目

(1) 航空監視システムの高度化

SSRモードSの高度化に係る無線設備の技術的条件を審議する。

(ア) ADS-Bに係る無線設備の技術的条件

(イ) 「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」(昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申)の見直し

(2) 航空無線電話システム等の高度化

無線電話のナロー化及び航法システムの高密度置局化等に係る無線設備の技術的条件を審議する。

(ア) VHF帯無線電話のナロー化に係る技術的条件

(イ) VOR/DME等地上側航法システムの高密度置局に係る技術的条件